

健康増進計画「健康ちば21（第2次）」の計画期間延長について

令和3年9月17日
千葉県健康福祉部
健康づくり支援課

「健康ちば21（第2次）」は、国の健康増進計画「健康日本21（第二次）」と連動しており、平成25年度から令和4年度までの計画期間であったが、令和3年8月4日付けの国の告示により「健康日本21（第二次）」の計画期間が1年間延長され、令和5年度までとなったことから、「健康ちば21（第2次）」についても令和5年度まで計画期間を延長することとします。

1 国の「健康日本21（第二次）」の計画延長について

(1) 計画期間の状況

- ・「健康日本21（第二次）」の当初計画期間
平成25年度から令和4年度までの10年間
- ・関連計画の計画期間
医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成30年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画期間が開始される。

(2) 計画期間延長の趣旨

- ・自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、次期「健康日本21」を、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画との計画期間と一致させることを目的とし、健康日本21（第二次）の期間を1年間延長する。

(3) 改正の内容

- ・「健康日本21（第二次）」の改正後の計画期間
平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・「健康日本21（第二次）」に掲げる各目標に係る年及び年度については、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

(4) 次期計画策定スケジュール

- ・令和3年6月頃から最終評価を行い、令和4年夏頃を目途に報告書を作成
- ・令和4年夏頃より次期「健康日本21」について議論を開始し、令和5年春を目途に次期「健康日本21」を公表
- ・令和5年度に都道府県計画策定期間を設け、令和6年度から次期計画を開始
- ・次期「健康日本21」の計画期間は、医療費適正化計画等、関連計画の計画期間を考慮のうえ設定

2 「健康ちば21（第2次）」の計画延長について

(1) 計画期間の状況

- ・「健康ちば21（第2次）」の当初計画期間
平成25年度から令和4年度までの10年間

(2) 関連計画との状況

- ・国と同様に、平成30年度より県の保健医療計画や医療費適正化計画等の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画が開始される。

(3) 計画延長の趣旨

- ・「健康ちば21（第2次）」は、健康増進法第8条等により国の基本方針を勘案し、策定・改定されるものであり、「健康日本21（第二次）」と同様に、関連計画期間と一致させることを目的とし、健康ちば21（第2次）の期間を1年間延長する。

(4) 改正の内容

- ・「健康ちば21（第2次）」の改正後の計画期間
平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

(5) 次期計画スケジュール

- ・令和5年度 「健康ちば21（第2次）」の最終評価及び次期計画の策定

○主な関連計画の計画期間

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健康日本21(第二次)	H25~R4										計画延長	
健康ちば21(第2次)	H25~R4										計画延長	
県保健医療計画	H23~H29				H30~R5							
県医療費適正化計画	H25~H29				H30~R5							
県がん対策推進計画	H25~H29				H30~R5							
県高齢者保健福祉計画	H24~H26	H27~H29				H30~R2			R3~R5			
県歯・口腔保健計画	H23~H29				H30~R5							

参考) 計画の位置付け

- ・健康増進法第8条

「都道府県は、基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定めるものとする。」

- ・国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の2

「都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画、がん対策推進計画その他の関連する計画との調和に配慮すること。」

- ・国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の5

「都道府県は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行うこと。」